

令和6年4月1日以降

# 小型旅客船の船舶所有者に対し、乗組員への特定教育訓練の実施が義務づけられました！

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船員法の改正に伴い、令和6年4月より、小型旅客船の船舶所有者に対し、初任の船長等の乗組員について、船舶の航行する海域の特性等に応じた操船に関する教育訓練の実施が義務づけられました。

## 特定教育訓練対象者

小型旅客船(海上運送法第2条第2項に規定する人の運送をする船舶運航事業の用に供する総トン数20トン未満の船舶※の乗組員(当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。))

※ 従来、船員法が適用されない「総トン数5トン未満の船舶」「湖、川又は港のみを航行する船舶」も対象 = 特定小型船舶(改正法第118条の5)

## 対象者の具体的なイメージ

小型旅客船の船舶所有者



特定教育訓練を実施

船長



甲板員



その他乗組員



【船員法第5条の船舶所有者】

- ①小型旅客船を所有している者
- ②船舶共有の場合は船舶管理人
- ③船舶貸借の場合は船舶借入人
- ④①～③に該当しない者が船員を使用する場合はその者

【特定小型船舶の船舶所有者】

- ①特定小型船舶を所有している者
- ②船舶共有の場合は船舶管理人
- ③船舶貸借の場合は船舶借入人

## 以下の職務で乗り組ませる者

注:復職船員(3年を超える期間乗船した履歴がない船員)にも実施  
注:職務が上位職務へ変わった場合にも再度訓練が必要

## 訓練内容

### ■ 船舶ごと



A船

### ■ 航路ごと



B船

A航路

B航路  
C航路

### ■ 主な内容

- ✓ 運航水域の特性
  - ・運航水域の気象海象
  - ・運航水域における規制
  - ・安全管理規程(運航基準含む)
- ✓ 緊急時対応
  - ・避難港
  - ・救命器具
  - ・避難誘導
- ✓ 実船実水訓練
  - ・操船
  - ・離着桟
  - ・無線連絡 等



国土交通省特設ページ

令和6年4月1日  
以降の特定教育訓  
練について



旅客運送事業者等の皆様へ

# 救命いかだを搭載する船舶は、乗組員の中から 救命艇手を選任する必要があります！

安全設備の義務化に伴い、膨張式救命いかだを搭載する船舶は、船員法第118条に基づき、乗組員の中から国土交通省令（救命艇手規則）の定める員数の救命艇手又は限定救命艇手※を選任しなければなりません。※救命艇手等資格受有者

## 対象船舶(救命艇手規則第1条)

船員法適用船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶以外の次に掲げる船舶

- ① 旅客船
- ② 旅客船以外の最大搭載人員100人以上の船舶

## 省令の定める員数(救命艇手規則第2条)

救命いかだ 1つにつき 1人

※国内各港間のみを航海するもの又は船舶救命設備規則により救命艇の搭載に係る規定の適用を受けているものは「限定救命艇手」の員数を含めることができる。(規則第2条2項)

## 救命艇手資格認定要件(救命艇手規則第7条)

- ① 年齢18年以上であること。
- ② 船員法第83条の健康証明書を受有していること。(船員手帳第14表～第16表の健康証明書)
- ③ 船舶に6月以上乗り組んだ者であること。
- ④ 次のいずれかに該当すること。
  - イ 海技士(航海)、海技士(機関)、海技士(通信)、海技士(電子通信)
  - 大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程において、救命艇の操作に関する教科課程を修めて卒業した者。
  - ハ 海技学校、(独)海技学校、海員学校、(独)海員学校、(独)海技教育機構、海上保安大学校、海上保安学校、水産大学校、(独)水産大学校、国立開発法人水産研究・教育機構の卒業者。
  - ニ イ～ハまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者。
  - ホ 国土交通大臣の登録を受けた講習を修了した者(限定救命艇手に限る)。



## 救命艇手の選任が不要な例

- ・改良型内部収容型救命浮器を搭載する場合
  - ・旅客定員12人以下の船舶に救命いかだを搭載する場合
  - ・船舶検査証書上の航行区域が平水区域である船舶
- ※選任が不要であっても、救命いかだを搭載する場合は、緊急時でもあわてずに取り扱えるよう、あらかじめ使用方法を確認しておきましょう。

# 小型旅客船・遊漁船の船長さん／特定操縦免許制度が変わります！



船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正により、2024年4月から特定操縦免許制度が変わります。計画的に移行講習を受講し、2年間の経過措置期間中に近くの地方運輸局にて免許の切り替え手続きをお願いします。

## 履歴限定制度の導入

必要な乗船履歴がない場合、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域が平水区域に限定される制度です。履歴限定は後から解除することも可能です。



必要な  
乗船履歴

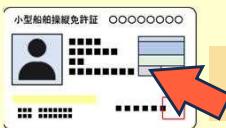


沿海区域※以遠を航行する総トン数200トン未満の船舶において  
船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴

※ 限定沿海区域を含みます。



1年 以上



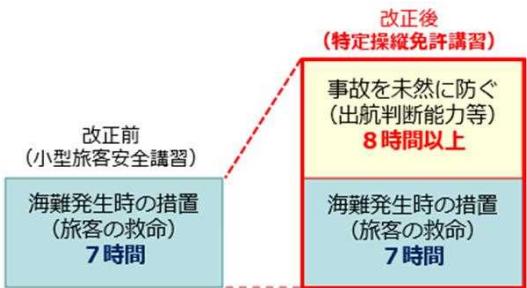
履歴限定が付された場合、操縦免許証に  
【特定限】と記載されます。

## 特定操縦免許講習の創設

特定操縦免許の取得に必要な講習が、小型旅客安全講習から特定操縦免許講習に変わります。

新講習は8時間以上(学科4時間以上、実技4時間以上)追加され、計15時間以上の講習課程になります。

また、修了試験の合格者にのみ修了証が交付されます。



## 既に特定操縦免許をお持ちの方

2024年3月31日までに特定操縦免許を取得した方は、経過措置として2026年3月31日までは特別な手続きをすることなく、引き続き小型旅客船・遊漁船に船長として乗船可能です。

⚠️ 2026年4月以降は、新しい特定操縦免許が必要になりますのでご注意ください。

## 移行講習

既に特定操縦免許をお持ちの方は、移行講習(特定操縦免許講習の課程のうち、今回拡充される内容に相当する部分)を修了することで、新しい特定操縦免許を受けることが出来ます。

⚠️ 一定の乗船履歴がある方は実技4時間以上が免除されます。詳細は国交省HPをご確認下さい。

## 履歴限定

新しい特定操縦免許に切り替えた時点で、経過措置期間中でも履歴限定制度の対象になります。

⚠️ 沿海区域以遠で船長業務を行う場合、必要な乗船履歴を満たす状態になってから、免許の切り替え申請をお願いします。



# 新特定操縦免許制度



Q

移行講習はどこで受講できますか？ 講習料金はいくらですか？

A

登録特定操縦免許講習機関の一部で受講できます。また、講習料金は講習実施機関によって異なります。

登録特定操縦免許講習機関の一覧は、国交省HPでご確認下さい。

Q

期限までに移行講習を受けなかった場合、どうなりますか？

A

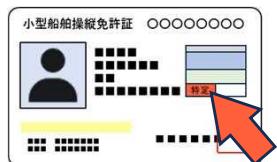
特定操縦免許講習を修了し、新しい特定操縦免許を受けるまでは、小型旅客船等に船長として乗船出来なくなります。なお、旧特定操縦免許や海技士の免許をお持ちの方は、特定操縦免許講習のうち救命科目が免除されます。

Q

経過措置期間中に操縦免許証を更新することはできますか？

A

移行講習を修了していない方が操縦免許証を更新した場合、「特定」欄が赤色になります。



2026年4月以降は、「特定」欄が赤色の操縦免許証では、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できません。

Q

新特定操縦免許に切り替えた場合、操縦免許証の有効期間はどうなりますか？

A

残りの有効期間に関わらず、新特定操縦免許の取得日から5年間有効の操縦免許証が交付されます。なお、新特定操縦免許への切り替え時に必要な乗船履歴がない場合、履歴限定が付されます。

Q

沿海仕様の小型船舶を平水区域のみで使用する場合でも、履歴限定が付されていない特定操縦免許が必要ですか？

A

船舶検査証書上の航行区域に関わらず、平水区域のみを航行する小型旅客船・遊漁船であれば、特定操縦免許に履歴限定が付されている場合でも船長として乗船できます。

## 小型旅客船・遊漁船の船長さん、事業者の皆様へ 国土交通省からの大切なお願い

2026年3月末にかけて、移行講習の受講希望や運輸局での申請が集中し、期限までに手続きが終了しないおそれがあります。

計画的に移行講習を受講し、新しい特定操縦免許への切り替えを余裕を持って済ませていただくよう、ご協力をお願いいたします。



具体的な手続きに関するお問合せは、お近くの地方運輸局等の担当窓口(海技資格課等)にご連絡ください。



国土交通省



特設ページ



国土交通省

## 船客傷害賠償責任保険の限度額引上げ

利用者保護の強化の観点から、船客傷害賠償責任保険について、現行の基準より高い賠償限度額への引上げを行うとともに、各事業者が締結している保険に関する内容の公表の取組を進める。

### 具体的な方針

#### <引き上げ額>

- 許可事業者: 3,000万円 → 1億円 に引上げ
- 届出事業者: 3,000万円 → 5,000万円 に引上げ

許可事業: 一般旅客定期航路事業  
旅客不定期航路事業  
届出事業: 人の運送をする内航不定期航路事業  
人の運送をする内航貨物定期航路事業

(ただし、保険の加入状況や商品構成の変化を踏まえた将来の保険料の限度額の引上げ状況も踏まえつつ、今後1億円を推奨していく。)

#### <保険金額の公表>

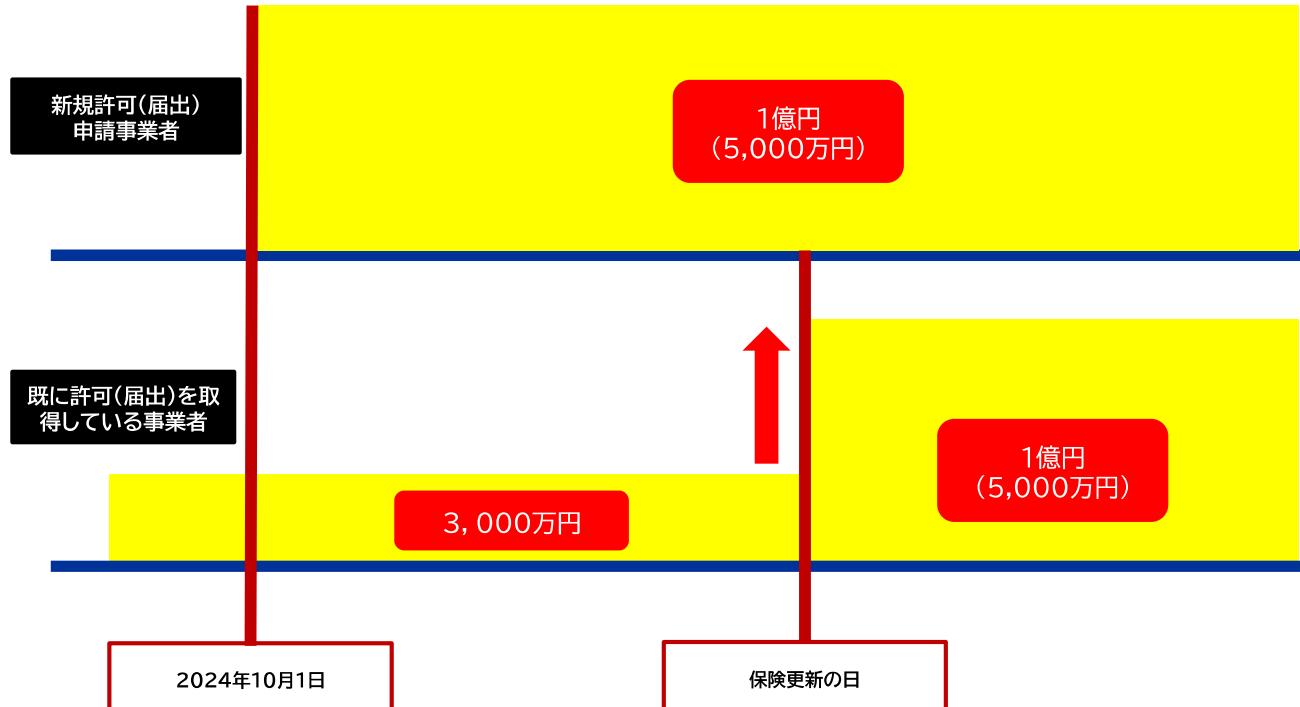
- 運送約款に1億円(5,000万円)以上の保険契約を締結している旨を記載することで旅客に対しての公表を行う。  
⇒各事業者の運送約款を改正

#### <施行予定日>

- 令和6年10月1日

(ただし、現に締結されている保険については、有効期間まで有効であるため、次回の保険の更新時に引き上げを行う。)

## 経過措置の考え方



- ・標準運送約款を適用している許可事業者
- ・届出事業者

<令和6年10月1日から>

## 事業者



## 運送 約款

各事業者において改正

※別添作成例を  
ご確認ください。

- ・標準運送約款を適用していない許可事業者

<令和6年10月1日から>

## 事業者



## 運送 約款

変更申請

## 運輸局



○標準運送約款を適用している許可事業者  
または届出事業者においては、令和6年10月1日以降の保険更新の日に運送約款の記載事項を変更すること。

○標準運送約款を適用しておらず、**独自の運送約款を適用している許可事業者**においては、令和6年10月1日以降の保険更新の日までに運送約款の変更の認可を取得すること。

1億円(5千万円)の保険に加入していることが確認できなかった場合、海上運送法第19条の2に基づく保険契約締結命令を行うことがあります。

## 作成例

ある場合  
(4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合  
(5) 当該運送に關し、申込者から特別な負担を求められた場合  
(手回り品の持込み等)

## 人の運送をする不定期（貨物定期）航路事業に係る運送約款

### 第1章 総則

#### （適用範囲）

第1条 この運送約款は、当社が経営する航路で行う旅客及び手回り品の運送に適用されます。  
2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般的な慣習によります。  
3 当社がこの運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。

（定義）  
第2条 この運送約款で「大人」とは、12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条の小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部並びに同法第134条第1項の各種学校の小学部）に類するものをいう。以下同じ。）に就学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。  
2 この運送約款で「小兒」とは、12歳未満の者及び12歳以上の小学生をいいます。  
3 この運送約款で「手回り品」とは、旅客が自ら携帯又は同伴して船室又は船内に持ち込む物であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。  
(1) 3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品  
(2) 車いす（旅客が使用するものに限る。）  
(3) 身体障害者補助（身体障害者補助犬（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び飼導犬であつて、同法第12条の規定による表示をしてい るものをいいます。）  
4 この運送約款で「営業所」とは、当社の事務所及び当社が指定する者の事務所をい ます。

（運送の引受け）  
第3条 当社は、使用船舶の輸送力の範囲内において、運送の申込みの順序により、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じます。  
2 当社は、前項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。  
(1) 当社が第5条の規定による措置をとった場合  
(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合  
ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。）又は新感染症の所見がある者  
イ 泥酔者、薬品中毒者その他の乗船者の迷惑となるおそれのある者  
ウ 重傷病者又は小学校に就学していない小児で、付添人のない者  
エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者  
(3) 旅客が法令若しくはこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがあ

る場合  
(4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合  
(5) 当該運送に關し、申込者から特別な負担を求められた場合  
(手回り品の持込み等)

第4条 旅客は、手回り品（第2条第3項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下の項において同じ。）を2個に限り、船室内に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、当社が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。

2 当社は、前項の規定にかかるらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することができます。  
(1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの  
(2) 銃砲、刀剣、その他使用することにより、乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの  
(3) 爆発物その他乗船者、他の物品又は使用船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの  
(4) 遺体  
(5) 生動物（第2条第3項第3号に掲げるものを除く。）  
(6) その他運送に不適当と認められるもの

3 当社は、手回り品が前項各号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客又は第三者の立会いのもとに、当該手回り品の内容を点検することがあります。  
(運航の中止等)

第5条 当社は、法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着港若しくは発着港の変更の措置をとることがあります。  
(1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合  
(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合  
(3) 災害時における円滑な避難、緊急輸送その他のこれらに類する旅客又は貨物の輸送を行いう場合  
(4) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合  
(5) 乗船者の疾病が発生した場合など生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわ るおそれがある場合  
(6) 使用船舶の奪取又は破壊等の不法行為が発生した場合  
(7) 旅客が第8条第1項各号に掲げる行為をし、又はしようとしていると信ずるに足りる相当な理由がある場合  
(8) 官公署の命令又は要求があつた場合

第3章 運賃及び料金  
(運賃及び料金の額等)  
第6条 旅客（自動車航送を行う場合にあっては、自動車航送に係る自動車の運転者を除く。）及び手回り品の運賃及び料金（以下「運賃及び料金」という。）の額並びにその適用方法については、第3項から第5項までに定めるところによる（ほか、別に公示する運賃及び料金によります）。

2 運賃及び料金には、旅客の食事代金は含まれていません。  
3 次の各号のいずれかに該当する小児の運賃及び料金は、無料とします。ただし、指定制の座席又は寝台を1人で使用する場合の運賃及び料金については、この限りではありません。

ません。

(1) 1歳未満の小児  
(2) 大人に同伴されて乗船する1歳以上の小学校に就学していない小児(団体として乗船する者及び大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する者を除く。)

4 重量の和が20キログラム以下の手回り品の料金は、無料とします。

5 第2条第3項第2号及び第3号に掲げる手回り品の料金は、無料とします。

(運賃及び料金の收受)

第7条 当社は、営業所において所定の運賃及び料金を收受し、これと引き換えに乗船券を発行します。

2 当社は、旅客が船長又は当社の係員(以下「船員等」という。)の承諾を得て運賃及び料金を支払わざに乗船した場合は、船内において乗船区間、等級及び船室に対応する運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

3 自動車航送を行う場合であって、当該自動車の運転者が2等船室以外の船室に乗船しようとするときは、当社は、当該船室に対応する運賃及び料金の額と2等運賃の額との差額を申し受け、これと引き換えに補充乗船券を発行します。

#### 第4章 旅客の義務

(旅客の禁止行為等)

第8条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

(1) みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備又は船舶に係る旅客乗降用可動施設の作動装置を操作すること。  
(2) みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。  
(3) 船舶内の喫煙を禁止された場所において喫煙すること。  
(4) みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。  
(5) みだりに自動車その他の貨物の積付けのための装置又は器具を操作し、又は移動すること。  
(6) みだりにタラップ、遮断機その他乗船者若しくは自動車の乗下船又は転落防止そのための設備を操作し、又は移動すること。  
(7) みだりに乗船する方法を示す標識その他乗船者の安全のために掲示された標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。

(8) 石、ガラスびん、金属片その他の船内に向かって投げ、又は発射すること。  
(9) 海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。  
(10) 船員等の職務の執行を妨げる行為をすること。  
(11) 他の乗船者に不快感を与える行為をすること。  
(12) 船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2 旅客は、乗下船その他船内における行動に關し、船員等が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、乗船を拒否し、又は下船を命じることがあります。

(手回り品の保管)

第9条 旅客は、船室内に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

(旅客名簿への記載)

第10条 旅客は、海上運送法(昭和24年法律第187号)第20条の2第5項において準用する同法第15条に規定する旅客名簿に、次に掲げる事項を記載しなければなりません。

(1) 氏名  
(2) 年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分  
(3) 性別  
(4) 次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項  
　　(A)に掲げる旅客以外の旅客 住所又は住民票に記載されている市区町村名  
　　(B)日本国内に住所を有しない外国人である旅客 国籍及び旅券番号  
(5) 乗船の日時及び港並びに下船の港  
(6) 事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

#### 第5章 賠償責任

(当社の賠償責任)

第11条 当社は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船港の乗降施設(改札口がある場合にあっては、改札口。以下同じ。)に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前項の規定にかかるらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、責任を負わないことがあります。  
(1) 大規模な災害、震災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合ににおいて運送を行う場合  
(2) 運送に伴い通常生ずる振動その他の事情により生命又は身体に重大な危険が及ぶおそれがある者の運送を行ふ場合

3 当社は、手回り品その他の旅客の保管する物品の滅失又は損傷により生じた損害については、当社又はその使用人に故意又は過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。  
4 当社が第5条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当社が責任を負う場合を除き、当社は、これを賠償する責任を負いません。

(保険契約)

第12条 当社は、前条第1項(同条第2項において当社が免責される場合を除く。)に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することについて、当該船舶の定員(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るもの)をいう。1人につき、てん補する額の限度額を5,000万円以上とするることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。

(旅客に対する賠償請求)

第13条 旅客が、その故意若しくは過失により、又は法令若しくはこの運送約款を守らなかつたことにより当社に損害を与えた場合は、当社は、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。